

【案①】

源泉徴収義務者のみなさまへ 所得税の定額減税制度について八女税務署からのお知らせ

- 令和6年度税制改正のための税制改正法案が成立した場合、所得税の定額減税（1人あたり最大3万円）が実施され、源泉徴収義務者のみなさまにおかれては、令和6年6月支給の給与に係る所得税額から減税額を控除する「定額減税事務」を実施することとなります。
- 国税庁ホームページの定額減税特設サイトに制度解説動画やQ&Aなどの情報を掲載していますので、ぜひご覧ください。
- 税務署では定額減税制度に関する説明会を開催します。



定額減税特設サイト



開催日	開催時間	定員	開催場所
令和6年4月15日(月)	14:30~15:30 (60分)	70名	立花市民センター イベントホール (八女市役所 立花支所) (八女市立花町原島108-1)
令和6年4月19日(金)	10:00~11:00 (60分)	30名	八女税務署 2階会議室 (八女市本町510) ・駐車場に限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。
令和6年5月14日(火)	14:30~15:30 (60分)	30名	八女税務署 2階会議室 (八女市本町510) ・駐車場に限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。
令和6年5月15日(水)	14:30~15:30 (60分)	70名	立花市民センター イベントホール (八女市役所 立花支所) (八女市立花町原島108-1)

- ※1 立花市民センター駐車場は、庁舎前ロータリーではなく駐車スペースを使用してください。
- ※2 説明会は事前予約制です。参加をご希望の方は、右の事前予約先まで電話で予約してください。
なお、LINEアプリからも予約できます。
詳しくは、定額減税特設サイトをご覧ください。
- ※3 定員に達した場合は、ご参加いただけません。
- ※4 説明会の日程は随時更新しています。
最新版は国税庁ホームページの「定額減税特設サイト」をご覧ください。

事前予約（問合せ）先

八女税務署 法人課税部門 担当 東、松本
Tel:0943-23-5344（直通）

【案②】

源泉徴収義務者のみなさまへ

所得税の定額減税について八女税務署からのお知らせ

令和6年度税制改正のための税制改正法案が成立した場合、所得税の定額減税（1人あたり最大3万円）が実施され、令和6年6月支給の給与に係る所得税額から控除を開始することとなります。

詳しくは、国税庁ホームページの定額減税特設サイトに、制度解説動画やQ&Aなどの情報を掲載していますので、ぜひご覧ください。

また、税務署では、定額減税制度に係る説明会（事前予約制）を実施します。説明会の情報は、特設サイトをご覧ください。最寄りの税務署へお問い合わせください。



定額減税特設サイト

【案③】

源泉徴収義務者のみなさまへ

所得税の定額減税についてのお知らせ

所得税の定額減税について、国税庁ホームページの定額減税特設サイトに、制度解説動画やQ&Aのほか、説明会の案内を掲載していますので、ぜひご覧ください。

なお、定額減税は税制改正法案が成立した場合、令和6年6月から開始することとなります。



定額減税特設サイト